

令和6年度 国保の保険料率

令和6年度の国民健康保険料の額は下記の料率をもとに計算します。

保険料は、妹背牛町の国保加入者全員の前年所得、今年度必要な医療費の額等を勘案して決定します。

保険料は、みなさんが健康な生活をおくるために必要な、皆保険制度運営になくてはならないものです。

制度をご理解いただき、保険料の納期内納入をお願いいたします。

	所得割	均等割	平等割	
	世帯の国保加入者の所得に応じて計算	世帯の国保加入者の数に応じて計算	一世帯にいくらと計算	限度額
医療給付費分	4.17%	28,600円	25,400円	65万円
後期高齢者支援金分	2.06%	13,000円	11,600円	24万円
介護納付金分	1.64%	18,300円	10,800円	17万円

マイナ保険証になつても届出は必要です！

令和6年12月2日で保険証の交付は終了しますが、国保への加入・喪失の際には今までどおり、住民課保険グループへの届出が必要です。

届出が遅れると…

保険資格のない、無保険の状態になるため、医療費が全額自己負担になります。社会保険料と国保料を二重に納めてしまうことになります。

保険切替の手続きはお早めに!!

☆役場住民課・保険グループ☆ TEL 32-2410(直通)

国保料の納入

国保料の納入義務者は世帯主です！
国保に加入していない世帯主の方も、世帯に国保加入者がある場合は、世帯主に国保料が賦課されます。

◆ 普通徴収の納期 ◆

4月から翌年の3月までの保険料を7月から12月までの6回で納めていただきます。

令和6年度の納期限・・・・・納め忘れのない口座振替をお勧めします。

期 別	月 日	期 別	月 日	期 別	月 日
1 期	7月25日(木)	3 期	9月25日(水)	5 期	11月25日(月)
2 期	8月26日(月)	4 期	10月25日(金)	6 期	12月25日(水)

◆ 特別徴収[年金からの天引き納入]について ◆ (次の条件を満たす方が対象です。)

- ①世帯主が国保加入者であること。
- ②世帯の国保加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- ③1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- ④介護保険料が特別徴収であること。
- ⑤国保料と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えないこと。

特別徴収から普通徴収への切替手続き

年金からの天引き納入ではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保料納付方法変更申出書」の提出が必要です。役場住民課保険グループの窓口で手続きしてください。

◆ 年度途中の加入・喪失の場合 ◆

年度の途中で国保に加入された時は、資格取得された月から月割で計算します。
また、年度の途中で資格喪失された時は、喪失された月の前月までの月割で計算します。

例：8月1日国保加入・8月10日手続き→8月～翌年3月までの8か月分が賦課されます。

〈保険料は9月に決定するので、9月～12月までの4回で支払っていただきます。〉

例：8月1日社保加入・8月10日手続き→4月～7月までの4か月分が賦課されます。

〔保険料は9月に決定するので、1期・2期を支払済みの場合、再計算して多く納入
されている場合は還付し、足りない場合は納付書を新たに発布します。〕